教育委員会制度の改革に関する文化財保護行政上の論点

○ 教育長、教育委員会の位置付け

	_		
	【現行制度】	【改革の方向性】	【文化財保護行政上の論点】(※)
教育委員会	執行機関	政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、 ① 首長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか ② 性格を改めた執行機関として、基本方針の審議・決定やチェックを行うこととするか。 ③ 教育長の附属機関として、答申・建議・勧告などを行うこととするか(※教育長が執行機関の場合)	<①の場合> □ 政治的中立性や開発行為との均衡をどのように確保するのか □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか □ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるか(現在は教育委員会の附属機関) <②の場合> □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか <③の場合> □ 政治的中立性をどのように確保するのか □ 文化財保護に関する事務について、教育委員会が「答申・建議・勧告」する事項の範囲をどのように考えるか □ 地方文化財保護審議会の位置付けをどのように考えるが(現在は教育委員会の附属機関)
	【現行制度】	 【改革の方向性】	【文化財保護行政上の論点】(※)
		教育長を地方教育行政の責任者とするため、	<①の場合>□ <u>政治的中立性や開発行為との均衡</u>をどのように確保す

★① 首長の補助機関としつつ、

★② 教育委員会の補助機関と

一定の独立性を確保するか

しつつ、日常の事務執行の

責任者とするか(※教育委

員会が執行機関の場合) ③ 執行機関とするか るのか

<②の場合>

<③の場合>

この他、以下のような論点にも留意する必要。

教育委員会

の補助機関

- ・文化財の保存・活用等に当たって求められる専門的・技術的判断の程度
- ・学校教育や社会教育との連携の必要性

教育長

(※)網羅的に列挙したものではなく、文化財保護の 観点から特に論点となりそうな事項を記載したもの。

□ 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育

長の役割分担をどのように考えるか

「教育委員会」の<③の場合>と同じ